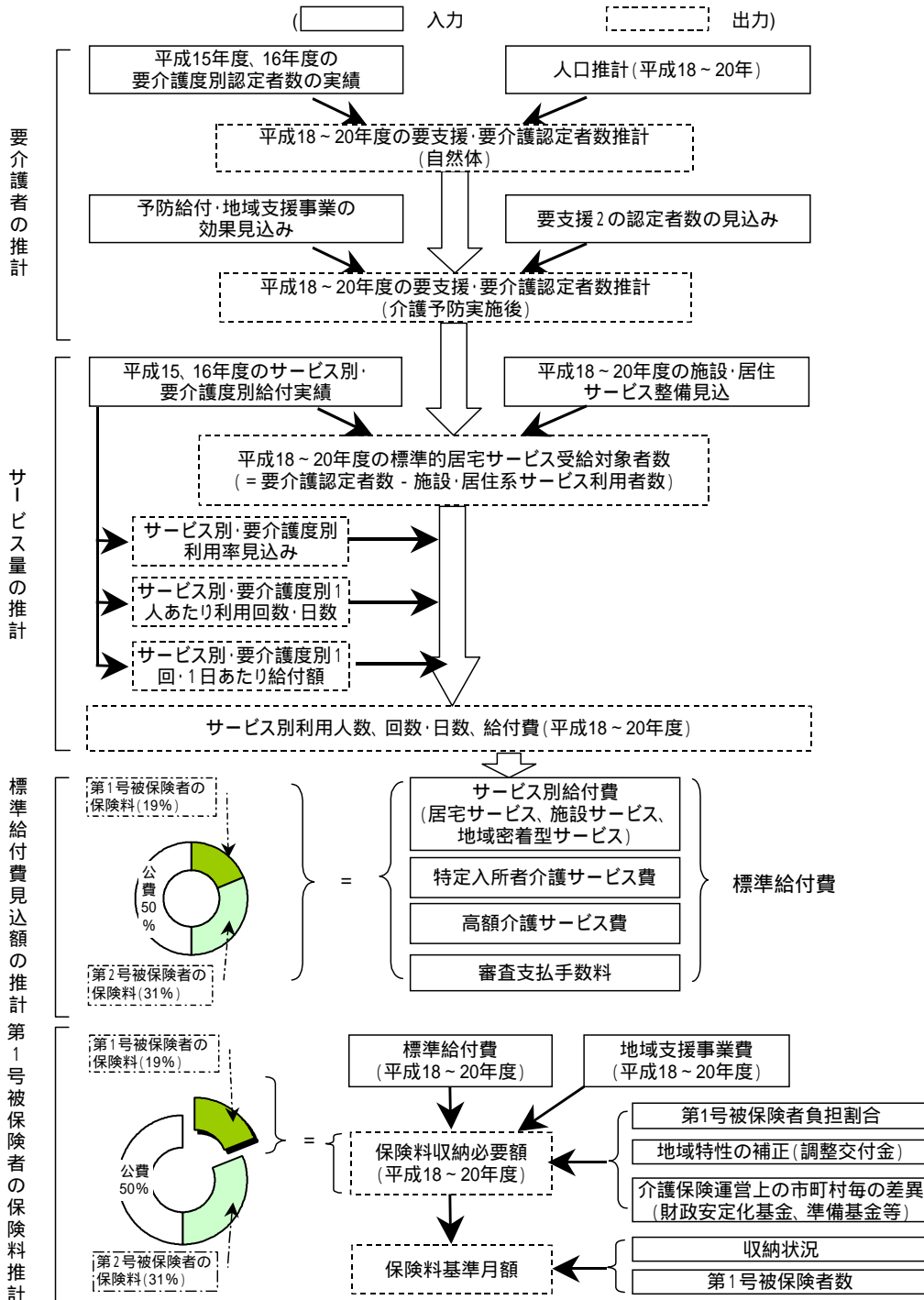


第7章 介護保険事業費など

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）が納付する所得段階別の介護保険料については、第4段階の基準月額を、次のような手順で算出し、多段階制の導入を図り、8段階の介護保険料を決定します。

1. 介護保険事業費等算出手順と第1号被保険者の保険料基準額など

(1) 算出手順概要



第7章 介護保険事業費など

(2) 要支援・要介護認定者数推計

要支援・要介護認定者数の推移をもとに、認定者数(自然体)の動向を予測します。
 地域支援事業並びに予防給付の実施による要支援・要介護認定者数の抑制効果を国の参酌標準を勘案して見込み、認定者数(介護予防実施後)を推計します。
 「要支援2」の認定者を、国の参酌標準及び要介護認定モデル事業等の結果を勘案し予測します。

表1: 各年度の要介護度別認定者数(自然体)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援	1,835人	1,933人	2,220人	2,409人	2,574人	2,727人
要介護1	2,976人	3,365人	3,677人	3,966人	4,227人	4,467人
要介護2	1,626人	1,587人	1,723人	1,870人	1,955人	2,040人
要介護3	1,179人	1,330人	1,374人	1,439人	1,504人	1,571人
要介護4	1,012人	1,146人	1,148人	1,206人	1,264人	1,322人
要介護5	873人	911人	938人	979人	1,021人	1,062人
合計	9,501人	10,272人	11,080人	11,869人	12,545人	13,189人

各年度10月時点の実績値及び推計値

図1: 予防対象者と予防効果

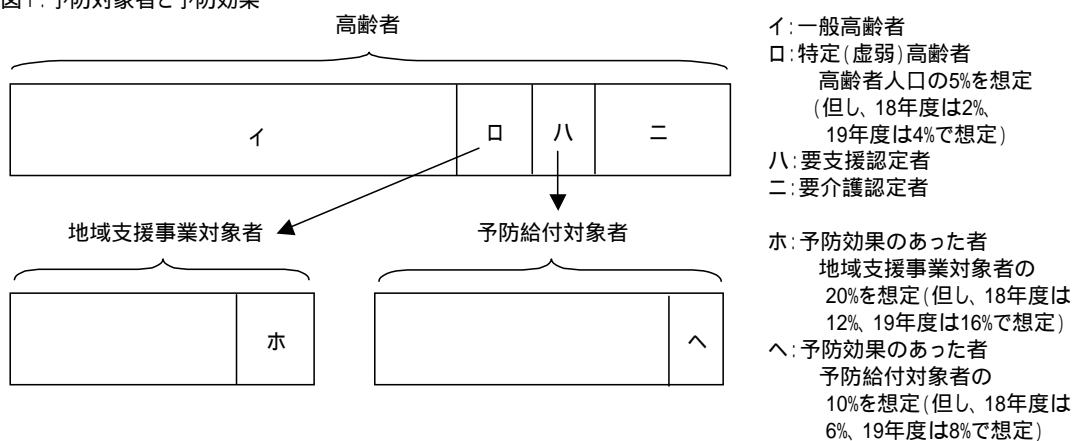


表2: 各年度の要介護度別認定者数推計(介護予防実施後)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	2,409人	2,738人	2,758人
要支援2	1,983人	2,154人	2,242人
要介護1	1,983人	2,113人	2,234人
要介護2	1,870人	1,649人	1,592人
要介護3	1,439人	1,428人	1,459人
要介護4	1,206人	1,264人	1,322人
要介護5	979人	1,021人	1,062人
合計	11,869人	12,367人	12,669人

} 旧認定方法による要介護1の50%が要支援2に認定されることを想定

(3) 施設・居住系サービス利用者数推計

施設・介護専用居住系サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(介護専用)、地域密着型特定施設入居者生活介護)の今後の利用者数を、平成15年度、16年度の要介護度別の施設・介護専用居住系サービス利用者の割合及び、平成18年度～20年度の近隣地域の整備予定床数を勘案し推計します。

介護専用以外の居住系サービス(特定施設入居者生活介護(介護専用以外)、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)の今後の利用者数を平成15年度、16年度の要介護度別の施設・介護専用居住系サービス利用者の割合及び、平成18年度～20年度の近隣地域の整備予定床数を勘案し推計します。

要支援・要介護認定者数の推計を参考に、各年度の施設・居住系サービス別利用者数を見込みます。

表:各年度の施設別利用者数推計

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	981人	1,111人	1,231人
介護老人保健施設	538人	815人	815人
介護療養型医療施設	325人	325人	325人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人
認知症対応型共同生活介護	263人	274人	286人
特定施設入居者生活介護(介護専用)	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
特定施設入居者生活介護(介護専用以外)	166人	304人	304人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人
介護予防特定施設入居者生活介護	17人	17人	17人

(4) 居宅サービス量推計

平成15年度、16年度における要介護度別居宅サービス利用者割合を参考に、平成18年度～20年度の要介護度別標準的居宅サービス(介護給付・予防給付)利用者数を推計します。

標準的居宅サービス利用者数

要介護者数から施設・居住系サービス利用者数を引いた数に、平成15年度及び平成16年度における居宅サービス受給率の平均値を乗じた数

表:標準的居宅サービス(介護給付・予防給付)利用者数推計

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	1,657人	1,884人	1,899人
要支援2	1,362人	1,480人	1,540人
要介護1	1,324人	1,340人	1,426人
要介護2	1,313人	1,047人	984人
要介護3	758人	628人	623人
要介護4	538人	477人	496人
要介護5	394人	354人	361人
合計	7,346人	7,210人	7,329人

第7章 介護保険事業費など

(5) 地域密着型サービス量推計

既存サービスの給付実績等により見込みを推計します。

表: 給付見込みの参考とするサービス

サービス	参考とする既存サービス
小規模多機能型居宅介護	短期入所生活介護、通所介護
夜間対応型訪問介護	訪問介護
認知症対応型通所介護	通所介護
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	老人福祉施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護

(6) 標準給付費の算出

居宅サービス及び施設・居住系サービス等の見込みにもとづいて、平成18年度～20年度の介護保険のサービス全体の給付費を算出します。

標準給付費の見込み

	第3期介護保険事業計画期間 平成18～20年度
サービス別給付費	48,634,374,725円
居宅サービス	20,744,677,260円
施設サービス	19,859,111,027円
地域密着型サービス	2,892,122,094円
介護予防サービス	5,122,989,499円
介護予防地域密着型サービス	15,474,845円
特定入所者介護サービス費	1,542,060,000円
高額介護サービス費	529,000,000円
審査支払手数料	90,630,000円
標準給付費見込額合計	50,796,064,725円

(7) 地域支援事業費の算出

国の参酌標準を勘案し、平成18年度～20年度の地域支援事業費を推計します。

表: 参酌標準と見込み

	参酌標準			見込み		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域支援事業(率)	2.00%	2.30%	3.00%	2.00%	2.30%	3.00%
地域支援事業(額)				314,243,783	392,870,475	537,357,616

表中の比率は標準給付額(審査支払手数料を除く)に対する地域支援事業費の比率を表しています。

(8) 保険料収納必要額の算出

標準給付費及び地域支援事業費のうちの平均19% (平成18～20年度予定) にあたる金額を第1号被保険者がどのように負担するかを決めます。

第1号被保険者の保険料に影響する要素として以下のものがあります。

- 調整交付金
- 財政安定化基金
- 第2期準備基金取崩額

調整交付金とは、後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るものです。全国の平均値との比較により、額が変動します。

(ア) 後期高齢者加入割合補正係数

表1: 後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

前期高齢者加入割合	54.0%	……A
後期高齢者加入割合	46.0%	……B
前期高齢者の要介護者等発生率	5.4%	……C
後期高齢者の要介護者等発生率	32.4%	……D

表2: 奈良市の前期・後期高齢者加入割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
前期高齢者加入割合	56.4%	56.0%	55.6%	……E
後期高齢者加入割合	43.6%	44.0%	44.4%	……F

補正係数算出式

$$\frac{A \times C + B \times D}{E \times C + F \times D}$$

(イ) 所得段階別加入割合補正係数

表: 所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

所得段階別加入割合		
第1段階	2.6%	……G
第2段階	18.0%	……H
第3段階	9.0%	……I
第4段階	30.5%	……J
第5段階	28.6%	……K
第6段階	11.3%	……K
合計	100.0%	

表3: 奈良市の所得段階別加入割合

所得段階別加入割合	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
第1段階	2.5%	2.5%	2.5%	……L
第2段階	14.4%	14.4%	14.4%	……M
第3段階	8.2%	8.2%	8.2%	……N
第4段階	31.2%	31.2%	31.2%	……O
第5段階	22.9%	22.9%	22.9%	……O
第6段階	14.5%	14.5%	14.5%	……P
第7段階	3.9%	3.9%	3.9%	
第8段階	2.3%	2.3%	2.3%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	

割合は小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計表示が100%にならない場合があります。

補正係数算出式

$$1 - \{ 0.5 \times (L - G) + 0.5 \times (M - H) + 0.25 \times (N - I) - 0.25 \times (O - J) - 0.5 \times (P - K) \}$$

第7章 介護保険事業費など

表:調整交付金見込率

平成18年度	平成19年度	平成20年度
3.18%	3.27%	3.37%

表:調整交付金見込額

平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
500,575,000円	559,553,000円	604,678,000円	1,664,806,000円

財政安定化基金とは、国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で市町村に交付、貸与することにより保険財政の安定化を図るものです。介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第4条に規定されています。

財政安定化基金拠出率…… 0.1 %

第2期準備基金取崩額とは、第2期事業運営期間において事業費が余剰となった金額のことをさします。

第2期準備基金取崩額…… 430,000,000 円

(9) 第1号被保険者の保険料基準額の算出

保険料収納必要額式

	第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額	12,427,505,190円
-	調整交付金見込額	1,664,806,000円
+	財政安定化基金償還金	0円
+	財政安定化基金拠出金見込額	52,040,537円
-	準備基金取崩額	430,000,000円
=		10,384,739,727円

保険料基準月額式

	保険料収納必要額	10,384,739,727円
÷	予定保険料収納率	98.00%
÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	240,362人
÷	12月分	
=		3,674円

実際の保険料については、議会の議決を経て最終的に決定されます。

2. 低所得者に対する保険料の減免

平成 18 年度から始まる第 3 期介護保険事業計画期間中の第 1 号介護保険料は、高齢化率、特に後期高齢化率の上昇により、要介護認定者の出現率は、今後も増加し、介護給付費総額も増大することが予想されます。

さらに、第 1 号介護保険料の介護給付費への充当率が第 2 期事業計画期間中は 18%であったのに対し、第 3 期事業計画期間中は 19%とすべきこととされたため、必然的に第 1 号介護保険料は上昇することとなります。介護保険料は、負担能力に応じて、8 段階に区分していますが、所得段階区分により、介護保険料の負担感にかなりの相違があります。

国においては、介護保険料を減免する場合の三原則を提示していますが、本市においても、この三原則を遵守した上で、生活保護世帯を除く第 1 段階から第 3 段階の人で、介護保険料の納付が極めて困難な人を対象に、対象者の収入や資産等の状況に応じた軽減の割合を設定し、介護保険料の軽減制度を引き続き実施することとします。

また、税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止が平成 18 年度より施行されるにあたり、所得段階が上昇する被保険者に対し、2 年間の激変緩和措置を講じていくこととします。

第7章 介護保険事業費など

3. 保険料の不均一賦課について

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協定書のなかで、介護保険事業の取扱いについて、「第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一賦課とする。」と決定されたことにより、介護保険料は、不均一賦課とします。

奈良市介護保険料率

単位:円

保険料所得段階	対象者	基準額に乗じる割合	保険料率	旧月ヶ瀬村区域の保険料率			旧都祁村区域の保険料率		
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.45	19,800	13,600	16,400	19,300	17,100	18,400	19,600
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.45	19,800	13,600	16,400	19,300	17,100	18,400	19,600
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者 [第1・2段階該当者を除く。]	0.70	30,900	21,200	25,600	30,000	26,500	28,700	30,400
第4段階	本人が市町村民税非課税の者 (同一世帯に課税されている者がいる)	1.00	44,100	30,200	36,600	42,900	37,900	41,000	43,500
第5段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が200万円未満]	1.25	55,100	37,800	45,700	53,600	47,400	51,200	54,400
第6段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が400万円未満]	1.50	66,100	45,300	54,800	64,300	56,800	61,500	65,200
第7段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が800万円未満]	1.75	77,200	52,900	64,000	75,100	66,300	71,700	76,100
第8段階	本人が市町村民税課税の者 [本人の合計所得金額が800万円以上]	2.00	88,200	60,400	73,100	85,800	75,800	82,000	87,000